

## 平成 27 年度事業計画

### 1. 運営基本方針

児童福祉法を守り、保護者との連絡を密にし、情報公開・育児支援に努め、全ての児童達が公平・公正に、保育所保育指針を基本に行う。

### 2. 保育方針

- ・自然に囲まれた保育の実現を目指す。
- ・保育を通じ、働く女性の子育てを支援する。
- ・地域や家庭との連携を基本とする保育を実現する。
- ・伝統行事に触れながら、家族や郷土への愛情を育み、心豊かな人間の育成を図る保育を実現する。

### 3. 保育目標

- ・あいさつのできる子
- ・みんなとなかよく遊べる子
- ・思いやりのある元気な子

上記3つの子ども像を目標に、一人ひとりの個性、感情、情緒を伸ばしていくよう援助します。

### 4. 保育内容

通常保育として、集団生活を営む上で保育園は、子ども達にふさわしい環境を整え、専門の立場から一人ひとりのお子様のすこやかな発達を願って保育を実施し、よい生活習慣、バランスの取れた食事、子ども集団の中での遊びや様々な経験をつみ、乳幼児期に望ましい成長発達を促す。

また、端午の節句や桃の節句など、わが国や地域の伝統行事を実施し、家族・郷土・国への愛情を育み、感性豊かな人間の育成を目指す。

幼児期から様々な風習や伝統に接することにより、学齢期における「礼節」「規律」「道徳」「自律」形成の基本を養う保育を実施する。

さらに、時間外保育、延長保育、緊急一時保育、非定形一時保育、障がい児保育地域育児センター事業、世代間交流などを実施し、園児だけでなく、近隣や家庭のニーズに対応し、開かれた保育を実施する。

### 5. 実施保育事業

ナーサリースクールT & Y南台

- ・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む)

- ・障害児保育事業
- ・地域育児センター事業
- ・一時保育事業（相模原市の要綱及び指導に基づいて実施）

#### 南林間保育園

- ・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む)
- ・障害児保育事業
- ・地域育児センター事業
- ・一時保育事業（ただし、非定形一時預かりに関しては平成 22 年度第 5 回理事会の議決に基づいて実施する）

#### ナーサリースクールT&Y中央林間

- ・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む)
- ・障害児保育事業
- ・地域育児センター事業
- ・一時保育事業（ただし、非定形一時預かりに関しては平成 22 年度第 5 回理事会の議決に基づいて実施する）

#### 若草保育園

- ・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む)
- ・障害児保育事業
- ・地域育児センター事業
- ・一時保育事業

上記事業は平成 25 年度大和市運営時と同様の保育を実施することとする。

#### ナーサリースクールT&Yこもれびの森

- ・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む)
- ・障害児保育事業
- ・地域育児センター事業
- ・一時保育事業（ただし、非定形一時預かりに関しては平成 22 年度第 5 回理事会の議決に基づいて実施する）

### 6. 新規採用他、各施設長承認、手当等について

新規施設としてナーサリースクールT&Yこもれびの森などがあり、異動等もあるので、全施設において職員を募集し、面接・実習ののち、必要数を採用いたします。

- ① 以下の施設における施設長の承認を求めます

- 南林間保育園 原田留里子
- ナーサリースクールT&Y 田中まゆみ
- ナーサリースクールT&Y中央林間 千葉敏江
- 若草保育園 加藤法子
- ナーサリースクールT&Yこもれびの森 小倉かおる

## 7. 職員研修について

職員研修は年間を通して積極的に実施する事が重要だと考えます。現在運営している南林間保育園においても、白峰学園の保育研修等、年間を通して随時研修が受講できるようにし、園長及び主任を含めた全正規職員が研修の受講を実施します。

また、定例の職員会議や以上児会議、未満児会議等を利用し、研修の報告をさせることにより、全職員の資質の底上げを目指した体制を整え、各種外部研修の積極的受講を実施します。

施設長	• 県や協会の主催する設置者研究会での運営と施設管理の研究
	• 子育てに関する、地域社会/教育環境を整えるための現状の把握と情報収集
	• 日本保育協会・全国私立保育園連盟への参加と保育制度の実情の把握と研究
	• 幼稚園と保育所の連携の取れた子ども園運営のための現場と行政計画の把握
	• 各経営研修を通し、健全運営のための経理/会計の実務の合理化とその研究
	• 安全管理を向上すめる為の、防災・衛生・交通・保険のセミナー等への参加
	• 特別支援サービス向上のための臨床/発達心理学・カウンセリング技術の研究
主任保育士	• 運営方針を理解し、自己評価と園の目標を合わせ保育現場の向上に努める
	• 他の職員・保護者に信頼されるコミュニケーション能力と判断力向上のための研修
	• 現場経験を活かした高い専門性を保つ為の継続的・自主的な保育内容の研究
	• 県内外の他の保育園・子ども園への視察研修、海外研修も必要により計画
	• 職場管理のための安全・衛生・消防・防犯等の研修と各マニュアルの理解と伝達
	• 現在の保育制度・保育運営の在り方への積極的な理解と実態の把握
	• 実践研究を踏まえながら、保護者に求められる保育内容の見直しと計画
乳児担当保育士	• 乳児の授乳方法・発育/発達に合わせた抱き方・衣服/着せ替え等の研修
	• 発達心理に基づく母親と乳児の関係とその重要性についての理解と研修
	• 生理学的な乳児の歯の生え替わりと体の発育についての理解と研修
	• 物理療法的な視点からの乳児のほふくと歩きだし・立ち方についての研修
	• 衛生管理/感染予防に関する手の洗い方/テーブル/容器の煮沸消毒等の研修

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救命の手順とAEDの使い方についての実習と研修</li> <li>・自己評価の実施から各保育士の目標を設定、自己の課題を念頭に置いた保育</li> </ul>
幼児担当保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと家庭の連携を図るため各家庭環境と地域社会の理解と研究</li> <li>・社会的子どもの問題、幼児虐待等の研修と現場の子どもの状態の把握</li> <li>・危機管理対策/健康管理/衛生管理/防犯防災/事故防止/個人情報保護の理解</li> <li>・各管理マニュアルの理解と実践のためのテーマに沿った研修の実施</li> <li>・自己評価に基づく各保育士の課題づくりと自己目標に合わせた保育の実現</li> <li>・経験年数や本人の専門性に合わせた保育技術の向上と保育計画の見直し</li> <li>・コミュニケーションとチームワーク向上のため共同作業での目標設定と実行</li> </ul>

下記に挙げるのは、すべての職務の職員が共有する研修の三つの課題です。

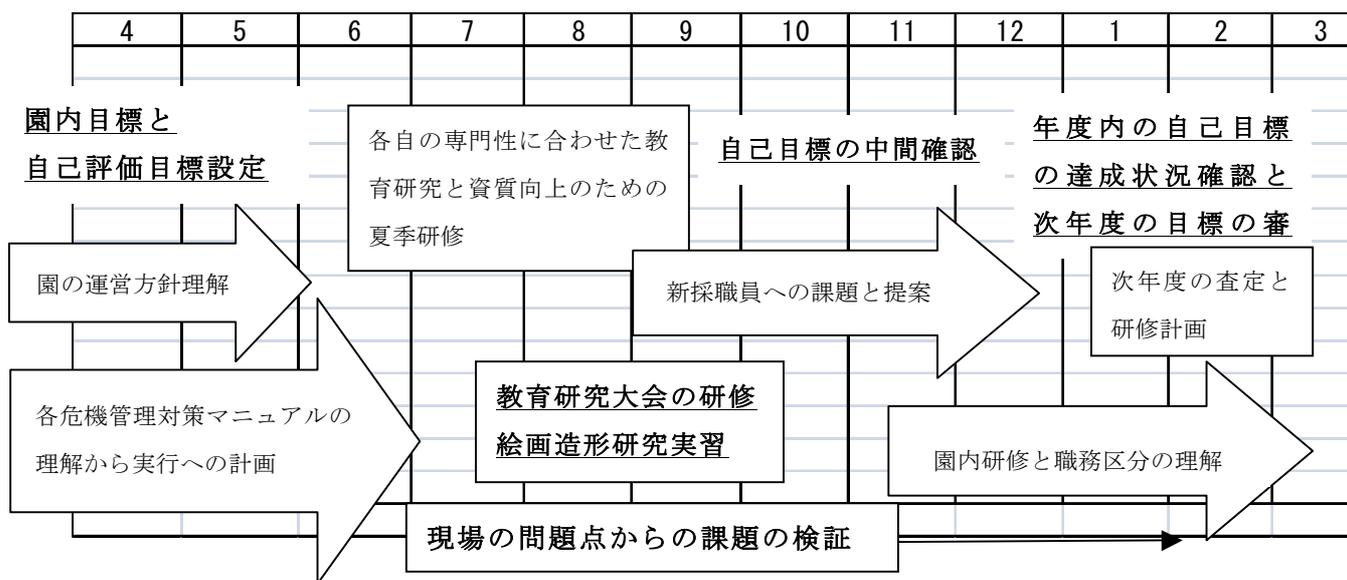
- ・園の運営方針の理解と実践
- ・職員の危機管理対応能力の向上
- ・各担当の職務に合わせた自己評価と資質向上

この三つの課題を念頭に、施設長・主任・乳幼児・幼児担当それぞれの職員が必要な「**各専門分野の研修内容**」（前ページの内容）を計画的に受ける事になります。

本園では、学校評価に基づく職員への自己評価を実施しています。この学校評価では、年度内の園の教育目標を定めると共に、各職員の職務に対応した課題を特定し見つけることも大切な目的の一つです。ここで言う各自の自己評価を基に、保育士の経験や知識の段階に合った効果的な研修計画を立てるため、園が執行する研修だけでなく、各専門職の質の向上を目指して自ら学ぶ意欲の高まる研修を職員自身も探します。園では研修後、文書による研修報告を義務づけ、現場により有用だった研修又は必要な研修を職員から挙げてもらい、さらに次年度の研修内容と課題の検討を行います。また、研修の頻度は通常保育の仕事に支障の出ない範囲とし、保育士の職務上の負担とならないように、その時間と時期を選んで行うものとしします。

## 27年度 職員研修計画の流れ

単位：月



#### 8. その他について

平成27年度は人員募集のスキーム並びに研修制度の確立を、本部において第一義の目標とし、そのための各種研修の充実並びに本部機能の強化を実施します。